

## 嶺公園樹林墓地制度に伴うパブリックコメントの実施結果について

公園緑地課

### 1 意見募集期間

令和2年4月7日（火）から令和2年4月30日（木）まで

### 2 意見提出状況

(1) 意見提出者数： 7人

(2) 意見提出件数： 10件

(3) 意見の内訳 ※詳細は別紙をご覧ください。

No.	項目	件数（件）
①	申し込みができる方について	3
②	樹林墓地の使用料について	2
③	その他の意見	5
合計		10

### 3 意見及び市の考え方

前橋市パブリックコメント手続き実施要綱に基づき、いただいたご意見に対する市の考え方を公表いたします。なお、取りまとめの都合上、いただいたご意見は要約しています。

貴重なご意見をいただき、ありがとうございました。

## 嶺公園樹林墓地制度に関する「ご意見要旨」及び「本市の考え方」

## ① 申し込みができる方について

No.	パブリックコメントによる意見	左の意見に対する本市の考え方
1	<p>合葬埋葬（樹林C型）については、市営墓地からの改葬のみに使用できるとありますが、ひとり暮らしが本格化しているため、直接新規で申込できるようにしてはいかがでしょうか。</p>	<p>合葬埋葬（樹林C型）は、個別埋葬（樹林A型・B型）の使用許可日から20年経過後の合葬先として確保するため、樹林C型のみの申込は想定していません。希望される多くの方に樹林墓地を提供できるように循環する葬法としての位置づけとなります。</p>
2	<p>市外で亡くなった離婚した父の遺骨を引きとり、樹林墓地を購入して、埋葬したいと考えています。</p> <p>募集条件の中に1年以上の居住が要件となっていますが、特例として認めてもらえないでしょうか。</p>	<p>樹林墓地の募集区分「遺骨」において、「遺骨を所持し、申込者本人は埋葬予定者でないこと」、「本市に1年以上居住し、本市の住民基本台帳に住民登録があること」、「申込者と遺骨又は埋葬予定者との関係は血族・姻族であること」、として認められるよう検討いたします。</p>
3	<p>市営墓地使用者でなくとも民間墓地からの改葬を認めて、申込できるように認めてほしい。</p>	<p>樹林墓地は、近年の少子高齢化・核家族化など家族形態の多様化が進み、従来どおりお墓を確保や管理できない方が増えていることにより、新たな埋葬形態や利用方法を導入した墓地整備を進めております。</p> <p>そのため樹林墓地は民間墓地からの改葬による申込につきましては、現在は考えておりません。</p>

## ② 樹林墓地の使用料について

No.	パブリックコメントによる意見	左の意見に対する本市の考え方
1	本当に身寄りのいない方用の1名という設定を考えるとどうか。また、価格を下げても多くの市民に間口を開いてほしい。	1～2名用の樹林A型をお申込みいただく形となります。 なお1名用も2名用の個別埋蔵施設とほぼ同じ形状となるため整備費用は変わりません。また販売価格については、整備にかかる費用や20年間の維持管理費なども含めた価格を積み上げたものとして、使用者の方に費用負担をお願いしております。
2	新たな使用者に提供できるためにも、個別埋蔵施設の更新の必要性を感じない。	個別埋葬（樹林A型・B型）は墓地の使用許可日から20年間は使用期間となっております。実際に遺骨が埋蔵される時期により個別埋蔵施設に埋蔵される期間が異なるため、10年間の延長を更新制度として設けております。

## ③ その他の意見

No.	パブリックコメントによる意見	左の意見に対する本市の考え方
1	樹林墓地の使用者があらかじめ生前に仏事についてお寺等をお願いし、供養できないか。	樹林墓地については、永代供養墓として前橋市が献花を行うなどの供養を考えており、また、無宗教、無宗目で受付しております。そのため、読経などの供養につきましては、使用者が各個人でお寺などをお願いしてください。

2	<p>使用期間が20年と長期に設定されていますが、「墓地の承継が困難な方」という前提であれば、これより短くてもよいのでしょうか。</p>	<p>使用期間の20年については、生前申込が65歳以上を条件としているため、生前申込をされて、個別埋葬されることがなく20年の期間が満了するケースを想定し、設定しました。なお、この際には10年の延長を選択することもできます。</p>
3	<p>トイレがいつも汚く女性や子どもが利用できないので、きれいなトイレを作っていただきたいと思えます。また、お墓参りの後や供養の際に、食事ができるような施設があれば便利です。</p>	<p>樹林墓地周辺にトイレは新たに設置しませんが、嶺公園内のトイレを墓地や公園の利用者の方々に気持ちよく使っていただけるよう、関係部局とも共通認識したいと思います。</p> <p>また食事などができる施設等についても、ご意見を参考にさせていただきます。</p>
4	<p>現在様々な葬送の方法がある。例えば散骨などもあり、市営の墓地にその場所を設けるといっても必要な市民サービスではないか。時代とともに葬送も様変わりしている。是非、この嶺公園樹林墓地制度を積極的に進めてもらいたい。</p>	<p>本市の市営墓地における新たな埋葬形態の一つとして樹林墓地の整備を進めております。</p> <p>今後も、市民の皆様や様々な方々からご意見を伺いながら、市営墓地における市民サービスの向上に努めていきたいと考えております。</p>
5	<p>次期以降の造成がある場合であれば建築家であり墓地設計家の知見を反映してはいかがでしょうか。</p>	